

議案第 4 5 号

職員の給与に関する条例中一部改正の件

職員の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年芽室町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 10 平成 21 年度に限り、第 18 条第 4 項中「100 分の 15」とあるのは「100 分の 7.5」と、「100 分の 10」とあるのは「100 分の 5」と、「100 分の 5」とあるのは「100 分の 2.5」とする。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

社会情勢及び当町の財政事情等を総合的に判断し、独自削減として町職員の給与条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1～9 一略一 10 <u>平成 21 年度に限り、第 18 条第 4 項中「100 分の 15」とあるのは「100 分の 7.5」と、「100 分の 10」とあるのは「100 分の 5」と、「100 分の 5」とあるのは「100 分の 2.5」とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1～9 一略一</p>